

【保育所等で提供されているサービスと費用負担について】

(一問目)

保育所等で提供されているサービスと費用負担について伺います。各保育園、こども園では、外部の事業者と提携するなどして体操やサッカー教室、書道や絵画教室など多種多様なサービスを提供されていますが、各園で提供されているサービス内容や種類にはどの程度の違いがあるのでしょうか。また、それらのサービスを受けるための保護者負担額は園ごとに、かなりの差が生じているのでしょうか。一方、例えば、給食や延長保育等のようにサービス内容が同じものでも園によって、保護者負担額に差が生じているのでしょうか。もしくは、サービス内容が同じものは市として金額を定めているのでしょうか、教えてください。

<答弁>

本市に所在する認可の保育施設等では、保育の基本事項等を定めた保育所保育指針など、それぞれの施設体系に沿った指針に基づき子どもの安全や健康を確保し、一定の質の水準を保ちながら教育・保育サービスを展開しております。そのうえで、各施設の独自性や創意工夫により運営されているところです。このことから、各施設において、体操教室や英語教育などの様々な特別プログラムが実施されており、内容については、年に一度の指導監査の際に確認しております。また、費用については、保育料の中で提供する場合や特定負担額として徴収する場合があります、サービス内容に応じ利用者の負担額に差が生じていると認識しています。

なお、新制度における保育料、主食給食費、7時から19時の間に発生した延長保育料については、それぞれ市で金額を定めております。

(二問目)

市が認可している保育園やこども園で徴収されている、保育料以外の保護者負担については、その額やサービス内容を市として、全て把握しておく必要があるのではないかと思います。市の見解をお聞かせ下さい。また、それらの情報を市が把握しているのであれば、ホームページ等で広く提供すべきかと思います。既にホームページでも提供されていますが、なかなか見つけることが困難な状況です。各園で提供されているサービス内容や保護者負担額の情報は、保護者にとってはどの園に子どもを預けるかを選択する上で、非常に重要かつ有益な情報かと思いますが、そういった情報提供の改善について、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

特別プログラムの有無については、指導監査を通じて確認をしております。また、利用者への周知方法としては、「教育・保育施設等利用のご案内」の別冊として、各施設からの情報提供のもと、内容や負担額を記載した冊子を作成し、窓口で配布するとともに、市のホームページでご案内しているところです。わかりにくいというご指摘につきましては、より丁寧な情報提供の方法等について研究と改善を重ねてまいります。なお、利用者に対しましては、

各園が入園前に行う際の入園説明会などにおいて、重要事項説明書などにより経費についての説明を行うこととなっております。

(三問目)

そもそも、各園が保育料以外で保護者に実費負担を求めることができるものについては、認可要件の中で、明確な基準やルールが設定されているのでしょうか。毎月の実費負担として、「施設協力費」、「教育充実費」、「施設充実費」などは、何を充実させるのか、何に協力するのかといった具体的内容が分かりにくいように思います。市としては、これらの実費負担の内容をきっちりと確認し、了承をしているのでしょうか。

<答弁>

実費負担や特別プログラムに係る経費、特定負担額と申しますが、これらは平成27年4月からの新制度の中で、教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格によって賄われない費用については、実費徴収又は特定負担額として徴収することが明確化されています。

実費徴収については、各施設の判断により実施することができますが、特定負担額の徴収については、保育所は市との協議が必要となります。協議の際には必要性等を確認しながら適切に判断を行っているところです。

(四問目)

アレルギー対応の給食は公立こども園では保護者に負担を求めず提供されていますが、民間の保育園やこども園の中には保護者に費用負担を求めているところがあると市民の方から伺いました。実際に費用負担を求めている園があるのか教えて下さい。民間でも市認可の保育園やこども園が提供するサービスで、公立こども園では保護者負担を求めているものについては、必要経費分を市が補助金として事業者に支出するなどして、保護者に費用負担を求めないようにするなど、公立と民間の相違を無くすべきではないかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

公立こども園においては、アレルギー食を提供する際に入所児童がどのような材料にアレルギー反応があるかのチェック表を作成しており、そのチェック表を各園で点数化し、給食調理員の加配が必要かどうかの確認を行っております。民間施設におきましても市の基準に準じて給食調理員を加配した際には、アレルギー対応調理員配置補助金を用意していることから、アレルギー対応に係る対応については、公立民間では差はないものと認識しております。アレルギー食を提供するに当たり負担を求めている事例がある場合は、当該園に聞き取り等の確認を行ってまいります。

(五問目)

待機児童の解消を目的に、ここ数年、豊中市でも小規模保育所をはじめ、保育施設が急増しています。そのような状況下で、各施設が市に対して報告している事業やサービスが適切に提供されているのか、また、不適切な、もしくは不必要な費用負担を利用者に求めていないかといったチェックは厳格に行われているのか、現状のチェック体制や確認のやり方も含めて、教えて下さい。

<答弁>

基準に照らし適切な内容の教育・保育サービスが提供されているかを年に1回施設に赴く実地検査により、保育内容や食事の提供などの調書に基づき書類確認を実施するとともに、施設長や担当者から聞き取りなどを実施しております。確認の結果に不備等があれば、指導し改善を求めているところでございます。

(意見・要望)

毎月の実費徴収や特定負担額は園によって、かなり差があり、場合によっては保育料と同額程度かそれ以上になるケースもあります。利用者が納得して、トラブルがなければ、問題にはならないのかも知れませんが、待機児童が解消されていない中で、各園の実費徴収の額や特定負担額を考慮した園選びを保護者に求めるというのは、酷な話ではないでしょうか。実費徴収については、各施設の判断で実施できるとのことでしたが、あまりに高額な実費負担はどうかと思いますし、特定負担額の徴収については、市との協議が必要とのことですので、サービス内容の精査とともに、あまり高額になりすぎないように、一定の歯止めは必要ではないかと思います。また、特定負担額にある教育充実費や施設整備充実費などは、何を充実させるのか具体的内容が分かりにくいように思います。そこで、保護者に配布されている「教育・保育施設等利用のご案内」冊子に、一部の園は具体的な内容を記載されていますが、全ての園に対して、具体的な内容を明記するように統一して頂きたいと要望しておきます。さらに、アレルギー対応の給食のような公立こども園では保護者に負担を求めず提供されているものが、民間の保育園やこども園の中には保護者に費用負担を求めているところが本当はないのかどうか、一度調査し、事業者の負担が生じるようなことになっているのであれば、別途、追加の補助金を支給するなど検討し、公立と民間での差異を無くすように努めて頂きたいと要望しておきます。

【業務委託における業者選定方法について】

(一問目)

業務委託における業者選定方法について伺います。まずは、総務部にお聞きしますが、市が業務委託をする際の業者選定において、指名競争入札や指名型プロポーザル方式を用いる業務とはどのような業務があるのか、ここ数年の指名競争入札の件数と合わせて教えて下さい。また、指名競争入札や指名型プロポーザル方式を用いる場合の主な理由を教えてください。個人的には、競争性の確保や幅広く事業者を募るという意味で、原則、一般競争入札や公募型プロポーザルを採用する方が好ましいと考えますが、市の見解を合わせてお聞かせ下さい。

<答弁>

業務委託契約の締結において、指名競争入札や指名型プロポーザル方式を用いている主な業務は、各種システム構築業務等の専門性が高い業務などで、過去3年の指名競争入札件数は平均約250件です。

これらの方式を用いる主な理由は、事前に参加者を限定することにより、不信用・不誠実な事業者を排除でき、委託業務の確実な履行が期待できることなどです。

また、一般競争入札や公募型プロポーザル方式は、広く参加者を公募するため、公平性が担保されるという利点がありますが、業務の性質などによっては、指名競争入札や指名型プロポーザル方式の方が有利となる場合もあると考えております。

(二問目)

市立豊中病院に伺います。市立豊中病院の財務事務が、昨年度の包括外部監査の対象になり、その中で、業務委託の手法や業者選定方法に対して様々な意見が出されています。市立豊中病院の業務委託については、業者選定が指名競争入札や指名型プロポーザル方式で行われたケースが散見され、監査人からも指摘がありましたが、公平性や競争性確保の観点から原則、一般競争入札や公募型プロポーザル方式での業者選定にすべきではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

入札方式の選定にあっては、広範な参加機会の確保や業者選定過程の透明化・公正化などをふまえ、一般競争入札を基本とするものと考えております。

一方で、地方自治法第234条第2項による規定を受けた同法施行令第167条においては、一定の条件のもとに指名競争入札によることが出来る場合について規定されております。

具体的には、その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札にする必要がないと認められる程度に少数の場合や一般競争入札に付することが不利と認められる場合がございます。この不利と認められる場合で想定されるものとして、契約上の義務違反により地方公共団体の事業に著しく支障をきたす恐れがある場合などがございます。

これらを勘案し、病院業務のうち、契約の解除や業務の停止を簡単に命じることが出来な

いような業務を委託しようとする場合、契約上必要とする最低限の仕様書で多くの事業者の参加が見込まれる一般競争入札とはせず、実績や技術力などを業者に求める指名競争入札の選定を必要とする場合もあると考えています。

(三問目)

院内保育所運營業務、病院患者食調理業務、物流管理システム業務の委託は、指名競争入札もしくは指名型プロポーザル方式で業者選定をされましたが、業者選定を一般競争入札や公募型プロポーザル方式で行わなかった理由を教えてください。また、複数者指名したものの結果的には、1者応札という結果になっています。この結果をどのように捉えておられるのか教えてください。

<答弁>

一般競争入札や公募型プロポーザル方式で行わなかった理由ですが、

一点目の院内保育所運營業務につきましては、当院の医療従事者を対象に24時間保育をはじめ、一時保育や病児保育を実施しており、これらの条件に対応可能な近畿圏内の500床以上の病院における実績をもとに指名型競争入札としたものです。

二点目の病院患者食は治療行為の一環として位置づけられており、調理業務は重要な要素となります。仕様書で細かく規定しましても十分なノウハウを有しない業者では、異物混入、食物アレルギー食の誤提供、調乳ミルクの細菌汚染などの懸念もございます。

このようなことから質の高い事業が確保できる指名型プロポーザル方式により選定したところでございます。

三点目の物流管理システムですが、当院の規模では、薬品や診療材料などが数万点にのぼります。安全かつ安心であるべき医療行為に支障を及ぼすことなく、これらを一括して管理するには、豊富なノウハウや業務実績が必要となります。

また、急遽、医療材料の手配を必要とするなど不測の事態にも即座に対応できる能力が求められるため、実績など勘案し履行可能な事業者による指名競争入札としたものです。

次に各業務での入札が、1者応札となったことにつきましては、現場説明などにおいては複数者の参加があったものの辞退により最終的に1者となったところです。辞退の理由については、把握はしておりませんが、選定にあたっては、業務の内容に係る仕様について、精査すること等も必要と考えています。

(四問目)

こども未来部に伺います。10月から(仮称)庄内駅前庁舎で一時保育事業を民間事業者へ委託する予定となっていますが、業者の選定は公募型プロポーザルと伺っています。指名型ではなく公募型プロポーザルを採用する理由を教えてください。

<答弁>

庄内一時保育事業については、事業を実施するにあたり民間活力を活用するものであり、

質の高い保育サービスを提供する必要があることから、指名競争ではなく公募により幅広く募集・選定することとしています。

(五問目)

教育委員会に伺います。(仮称)新第2学校給食センターの整備運営事業の業務委託において、業者選定は公募型プロポーザル方式で行われました。指名型ではなく、公募型で行われた理由を教えてください。

<答弁>

仮称・新第2学校給食センター整備運営事業は、設計、工事に加えまして、調理業務におきましても民間委託を行います。

効率的な事業運営を進めるためにも、設計段階から運営を視野に入れた整備が必要であり、事業者の実績、専門性、技術力、企画力、創造性などを勘案し、総合的な見地から判断できる公募型プロポーザル方式を採用したものであります。

(六問目)

あらためて伺いますが、院内保育所運営業務、病院患者食調理業務、物流管理システム業務の委託業者を指名競争入札もしくは指名型プロポーザル方式で業者選定をしたことは妥当だったと考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。市立豊中病院における業務委託も市の契約検査課が所管するか、契約事務に精通する職員を市立豊中病院に配置するべきではないかとさえ感じますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

指名競争入札もしくは指名型プロポーザル方式による選定の妥当性についてですが、当時におきましては、先程、申し上げましたとおり、業務の性質などを勘案し指名型を選定したものと考えておりますが、今後につきましては、包括外部監査の結果を踏まえ、入札方式について、業務の内容に応じて、公募型を念頭により適切な業務発注を行ってまいりたいと考えております。

次に当院に関わらず、工事に係る発注におきましては、総務部契約検査課が所管となっておりますが、業務委託については、庁舎その他施設の警備清掃等の施設管理業務を除き、その業務に精通する担当課での発注となっております。

当院における工事契約業務についても契約検査課職員が併任辞令の発令により業務に関わることとなっております。今後は委託業務につきましても、引き続き必要に応じ連携を密にとり 相談や情報の共有を行い、適切な業務の遂行に努めて参りたいと考えております。

(意見・要望)

指名競争入札を完全に否定はしませんが、実施の必要性が明確に説明できなければ、しかも、複数者指名したにもかかわらず、1者しか応札がないとなれば、忖度があったのではないかと、どなたかのご意向があったのではないかと市民に疑念を抱かれる可能性があり、職員の皆さんにとっても不本意のことと思います。あらためて、原則、業務委託の業者選定は一般競争入札か公募型プロポーザルで行うべきだと意見しておきます。そもそも、プロポーザル方式を採用するのに、あえて指名型にする必要性が私には分かりません。提案者の提案内容を精査する機会があるにもかかわらず、事前に業者を絞り込まなければ、適切な業者を選定できないということであれば、選考する側の能力に問題があるということになり、そもそもプロポーザル方式を採用すべきではないということになるのではないのでしょうか。実際、市は、公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドラインは作成していますが、指名型プロポーザル方式に関してのガイドラインは作成しておらず、プロポーザル方式と言えは公募型を想定されているのではないかと思います。基本的には、プロポーザル方式を採用する場合は公募型ですべきですし、もし指名型プロポーザル方式の必要があるのであれば、指名型プロポーザル方式のガイドラインも作成すべきではないかと意見しておきます。

【公の施設の使用料について】

（一問目）

公の施設の使用料について伺います。豊中市は、平成23年7月に策定した豊中市市有施設有効活用計画で、施設・事業の目的及び性質に応じて受益者に負担を求めるべき基準を設定し、適正な使用料を徴収することとし、平成24年8月に「公の施設の使用料に関する指針」を策定されました。まずは、指針で示された公の施設の使用料算定の基本的な考え方について教えて下さい。

＜答弁＞

公の施設の使用料の算定では、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性を考慮し、受益者に一定の負担を求める「受益者負担の考え方」を原則とし、各施設の整備及び維持管理にかかる経費等から算定しております。

（二問目）

指針では、定期的な使用料の検証について規定されており、「市民ニーズや施設の維持管理等に要する費用の変化等を的確に把握し、現行の使用料が適正か否かの検証を原則4年ごとに行うこととします」とあります。指針に基づき、平成26年に使用料が改定された施設は、今年度で改定から4年が経過し、指針に基づけば、今年度、該当する施設の使用料は検証が必要になります。検証結果によっては、来年度以降、使用料の改定が必要な施設が出てくるかと思いますが、市の見解と、どのようなスケジュールで行われるのか、教えて下さい。

＜答弁＞

近年、豊中市を取り巻く社会経済環境は刻々と変化していることから、市で設定している公の施設の使用料が適正な金額であるか否かを定期的に検証することは、施設利用の有無による市民負担の公平性の観点からも重要なことと考えます。今後の検証のスケジュールとしましては、指針では、その時期を原則4年ごととしておりますため、今年度、各施設使用料の検証に取り掛かり、その結果使用料の改定が必要となる施設について、来年度以降に改定の手続きを進めることとなります。

（三問目）

平成26年の使用料改定時には、激変緩和措置を講じられましたが、指針には、使用料の激変緩和措置について、「急激な負担の増加によって市民の貴重な財産の有効利用が阻害されることを防ぐため、原則、改定前の使用料の1.5倍程度を改定の上限とするともに、定期的な検証結果を踏まえ段階的に改定していきます」と明記されています。当時、多くの公の施設使用料が激変緩和措置によって、改定前の1.5倍に設定されました。原則4年ごとに使用料の検証が行われることから、段階的な改定を行う予定となっているのか、そもそも段階的に改定していくとはどういうことなのか、教えて下さい。

＜答弁＞

一般的に、激変緩和措置とは、ある決まった水準に現状数値を合わせていく際、急激な変化を避けるために取られるものでありますが、そのゴールとなる水準が固定されている訳ではございません。

使用料の見直し・検証にあたりましては、4年ごとにその時の状況に合わせて基礎経費の算出を行い、その上で、激変緩和措置や施設の個別事由、近隣自治体の状況等を勘案しながら検討いたします。

従いまして、平成26年度の使用料改定の際に激変緩和措置を講じた施設につきましても、今後においても更なる改定をすることが決まっている訳ではなく、4年ごとに改めて検証されるものです。

なお、本年3月に策定した公共施設等総合管理計画においても規定しましたように、今後も適切な施設使用料の算定のあり方などについて、必要に応じて検討を行います。

（意見・要望）

今年度、しっかりと各施設使用料の検証をするとともに、来年度以降、必要に応じて、改定をして頂くことを要望しておきます。市民からすれば、現行の指針と公共施設等総合管理計画との整合性がどうかということよりも、今年度、使用料が検証された後、来年度以降、使用料がどのように改定されていくのかということの方が、関心が高いと思います。平成26年度に料金改定をされた施設、とりわけスポーツ施設の多くは、激変緩和措置を講じて使用料が設定されており、現行の指針では、激変緩和措置を講じられた施設の使用料については、「定期的な検証結果を踏まえ段階的に改定していきます」と明言しています。今年度、実施される検証結果で、現行の使用料が指針で示された公の施設の使用料算定額とかい離があれば、改定をする必要性があります。しかし、現行の指針通りに使用料を算定すると大幅なかい離を生じる施設が出てくることは容易に想像ができ、算定額通りに使用料を改定することが難しければ、使用料の算定方法など指針の見直しが必要になってくると思われます。つまり、現行の指針には問題点、課題があることは明確で、改訂が必要と思います。とは言え、使用料の改定時期に合わせて、指針が頻繁に見直されることは好ましくありませんので、現行の「受益者負担の考え方」を原則としつつ、施設ごとに大幅な使用料の差が生じないように、より適切かつ適正な指針を、この際、しっかりと作り直すことを求めています。